

## 議第61号

都市緑地法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

都市緑地法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

都市緑地法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(呉市都市公園条例の一部改正)

第1条 呉市都市公園条例(昭和44年呉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3条の6」を「第3条の6の2」に改める。

第3条の6第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 政令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第1章の2中第3条の6の次に次の1項を加える。

(都市公園に設ける運動施設の敷地面積の制限)

第3条の6の2 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第26条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

(呉市桑畑・郷原特別工業地区建築条例の一部改正)

第2条 呉市桑畑・郷原特別工業地区建築条例(平成元年呉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「別表第2(ぬ)項第1号(1)」を「別表第2(る)項第1号(1)」に改め、同項第2号中「別表第2(を)項第2号」を「別表第2(わ)項第2号」に改める。

(呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成10年呉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1三条・海岸地区の表容積率の最高限度の項及び別表第2の2栄町周辺地区の表容積率の最高限度の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、別表第2の7呉駅南地区の表建築物の用途の制限の項並びに別表第2の9広駅前地区の表建築物の用途の制限の部副都心拠点ゾーン及び暮らしの商業ゾーンの項及び高度利用促進ゾーンの項中「別表第2(ち)項第2号」を「別表第2(り)項第2号」に改め、別表第2の10苗代工業団地地区の表建築物の用途の制限の項中「別表第2(ぬ)項第1号(1)」を「別表第2(る)項第1号(1)」に、

「第130条の9の4各号」を「第130条の9の7各号」に、「別表第2（を）項各号」を「別表第2（わ）項各号」に改める。

（呉市手数料条例の一部改正）

第4条 呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第6第13項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表第16項、第17項、第22項及び第33項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

（都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正）

第5条 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成15年呉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「第10項」を「第11項」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都市緑地法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例について所要の整備を行うため、この条例案を提出する。